

1 議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 副議長の選挙
- 第5 報告第1号 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めること）
- 第6 報告第2号 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めること）
- 第7 報告第3号 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めること）
- 第8 第6号議案 北はりま消防組合手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 第9 第7号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件
- 第10 第8号議案 高規格救急自動車購入の件
- 第11 第9号議案 救助工作車Ⅱ型購入の件
- 第12 同意第1号 北はりま消防組合監査委員（組合議会議員）の選任の件

2 会議に付した事件

議事日程どおり

3 出席議員（8名）

- 1番 村岡栄紀君
- 2番 原田久夫君
- 3番 山本通廣君
- 4番 清水俊博君
- 5番 村井公平君
- 6番 丸岡弘満君
- 7番 大畑一千代君
- 8番 笹倉政芳君

4 欠席議員（なし）

5 説明のため出席した理事者（20名）

管理者

西 脇 市 長 片 山 象 三 君

副管理者

加 西 市 長 西 村 和 平 君

加 東 市 長 安 田 正 義 君

多 可 町 長 吉 田 一 四 君

西 脇 市 副 市 長 吉 田 孝 司 君

消防担当課長

西脇市防災安全課長 藤 原 広 三 君

加西市危機管理課長 松 岡 伸 一 君

加東市防災課長 三 木 秀 仁 君

多可町防災環境担当理事兼生活安全課長 竹 内 勇 雄 君

消防本部

消 防 長 森 本 純 生 君

参 事 門 脇 健 寿 君

消 防 部 長 清 瀬 明 彦 君

警 防 部 長 小 林 浩 太 郎 君

西 脇 消 防 署 長 石 井 満 君

加 西 消 防 署 長 友 藤 豊 造 君

加 東 消 防 署 長 近 田 俊 久 君

総 務 課 長 中 嶋 利 久 君

予 防 課 長 岡 田 堅 三 君

警 防 課 長 和 久 井 正 人 君

企画財政課副課長 小 西 康 夫 君

6 出席事務局職員（3名）

総 務 課 長 中 嶋 利 久 君

総務課課長補佐 藤 本 忠 孝 君

総 務 課 主 任 山 内 佑 生 君

○議長（村井公平君） 皆さん、こんにちは。

令和元年第31回北はりま消防組合議会臨時会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、御多忙のところを御出席賜り、厚くお礼申し上げます。

本臨時会に提出される諸議案につきましては、後ほど説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適切、妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。開会の御挨拶といたします。

次に、開会に先立ちまして、管理者片山象三君から挨拶をいただきます。

管理者、片山象三君。

○管理者（片山象三君） 本日、ここに第31回北はりま消防組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御多忙の中御出席をいただきまして、ありがとうございます。

日ごろは、当組合の運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜っておりますことを重ねて御礼を申し上げます。

さて、昨年11月定例会で大畑議員から例月出納検査について質疑がありました。監査委員から、平成30年7月分から11月分を平成31年1月11日に例月出納検査を実施した旨、同年1月23日付で当組合議会議長、管理者宛てに検査結果の報告書が出たことを報告いたします。

また、平成30年12月12日付で監査委員より例月出納検査の実施方法については、毎月の検査は提出される検査資料により翌月末に書面で行います。関係職員との対面による検査は、定期監査及び決算審査と同時に実施し、諸帳簿等の照会及び聴取を行いますとの通知を受けましたので、あわせて御報告をいたします。

また、先月になりますが、大阪市でG20大阪サミットが開催されました。その前後となりますが、6月24日から6月30日までの間、警備・警戒のため当組合から車両1台と隊員4名を派遣いたしました。大きな災害もなく、無事帰任をいたしました。

また、災害では、西日本の太平洋側で梅雨前線と低気圧の影響により局地的に激しい雨となり、九州南部地方では降り始めの6月28日から総降雨量が1,000ミリを超える記録的な大雨となりました。

これにより、死者2名を含む7人の人的被害、また住家では全壊7棟を初め、床上浸水、床下浸水など計513棟もの被害が発生をしております。

当組合管内では、幸いにも大きな被害はございませんでしたが、自然災害を初め各種災害時に地域住民の方々に安全と安心を提供できるように全力で取り組んでまいります。

本日、私どものほうから提案させていただくのは、報告案件3件、条例の一部改正2件、車両の購入2件、人事案件1件でございます。

慎重な審議と御決定を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

きます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（村井公平君） 管理者の挨拶が終わりました。

○副管理者（安田正義君） 議長、副管理者の加東市長でございますが、発言のお許しをいただきたいと思ひます。

○議長（村井公平君） どういう件で。

○副管理者（安田正義君） ただいまの管理者の挨拶に関連することでございますので。

○議長（村井公平君） それでは、安田副管理者の発言を許可いたします。

○副管理者（安田正義君） 副管理者、加東市長の安田でございます。議長のお許しをいただきましたので、一言申し上げたいと、このように思ひます。

平成23年4月1日のこの北はりま消防組合発足当時から平成29年度末、すなわち平成30年3月31日まで組合管理者を務めていた者といたしまして、北はりま消防組合監査業務につきまして、正確な認識ができておりませんでした。

昨年度大畑議員から発言いただいたことにより、幸いにも今現在、先ほど管理者から申し上げますとおおり、監査業務を遂行いただいておりますことに心から感謝を申し上げる次第でございます。

以上でございます。

午後2時23分 開会

開 会 宣 言

○議長（村井公平君） ただいまの議員数は8名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、第31回北はりま消防組合議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。総務課長より報告させます。

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋利久君） 命によりまして御報告いたします。地方自治法第121条の規定による説明のため本定例会に出席を求めた出席者は、お手元の地方自治法の規定による出席者名簿のとおりです。

以上で報告事項を終わります。

○議長（村井公平君） これをもちまして報告は終わります。

これより日程に入ります。

日程第1 議席の指定

○議長（村井公平君） 日程第1、議席の指定を行います。

今回、加西市議会におきまして、当組合議会議員の変更があり、新たに2名の方が選出されておりますので、会議規則第3条第1項の規定により、議長から指定いたします。

2番に原田久夫君、6番に丸岡弘満君を指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

- 議長（村井公平君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第60条の規定により、議長から指名いたします。
1番、村岡栄紀君、2番、原田久夫君の両名を指名いたします。

日程第3 会期の決定

- 議長（村井公平君） 次は、日程第3、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日にいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（村井公平君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第4 副議長の選挙

- 議長（村井公平君） 次は、日程第4、副議長の選挙を行います。
お諮りいたします。
選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法によりたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（村井公平君） 御異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（村井公平君） 御異議なしと認めます。よって議長において、指名することに決定いたしました。

副議長に山本通廣君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名をいたしました山本通廣君を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（村井公平君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました山本通廣君が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました山本通廣君が議場におられますので、本席から副議長の当選告知をいたします。

ここで山本通廣君から御挨拶があります。

山本通廣君。

○副議長（山本通廣君）　　ただいま、皆様方から御推挙いただき、副議長に当選させていただきました山本でございます。

議長の補佐役として、議会運営に努めてまいりますので、皆様方の御協力、御指導のほどお願い申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

以上です。

○議長（村井公平君）　　副議長の挨拶は終わりました。

日程第5 報告第1号

専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めること）

○議長（村井公平君）　　次は、日程第5、報告第1号 専決処分の報告の件を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

森本消防長。

○消防長（森本純生君）　　報告第1号 専決処分につきまして、御報告させていただきます。

職員が公用車で物損事故を起こし、相手方の修理費を賠償することにより和解したものでございます。

以上、報告を終わります。

○議長（村井公平君）　　趣旨説明が終わりました。これから質疑を行います。

御質疑ございませんか。

ないようですので、次に行かせていただきます。

日程第6 報告第2号

専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めること）

○議長（村井公平君）　　次に、日程第6、報告第2号 専決処分の報告の件を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

森本消防長。

○消防長（森本純生君）　　報告第2号 専決処分につきまして、御報告させていただきます。

職員が公用車で物損事故を起こし、相手方の修理費を賠償することにより和解したものでございます。

以上、報告を終わります。

○議長（村井公平君）　　説明は終わりました。これから質疑を行います。

御質疑ございませんか。

ないようですので、これで報告第2号 専決処分報告の件を終わります。

日程第7 報告第3号

専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めること）

○議長（村井公平君） 次は、日程第7、報告第3号 専決処分の報告の件を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

森本消防長。

○消防長（森本純生君） 報告第3号 専決処分につきまして、御報告させていただきます。

職員が業務中、建物の設備を故障させ、相手方の修理費を賠償することにより和解したものでございます。

以上、報告を終わります。

○議長（村井公平君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

御質疑ございませんか。

原田久夫議員。

○2番（原田久夫君） 一、二点確認をさせていただきます。

平素は、本当に北はりま消防組合の職員につきましては、火災救急等、また建物の維持管理、予防業務に本当に御苦勞を願っておるところであります。

この専決第3号の内容で、消防用設備設置維持命令っていう命令を切られたというのは本当に珍しく、私の経験の中でもない法的な違反処理規程の中の命令を切られております。

そこで少し確認をさせていただきたいと思うんですが、この違反処理の対象物の建物、構造、面積、また消防用設備の設置内容、それとやはり消防の違反事項の認知といいますか、消防がどのようにして覚知されたか。これは維持命令の17条4の1項によって命令を切られたと思うんですが、査察規程から不備の欠陥の是正されない場合については、違反処理規程に移行されておられると思うんです。その内容について詳細に説明をお願いしたいのと、行政指導として警告の中で処理ができなかったのか。

また、この維持命令を切られておりますから、要するに違反処理の内容で公示、それと条例における昨年度、制定しました対象物公表制度の内容について、どの程度公表されたかお聞きしたいと思います。

○議長（村井公平君） 清瀬消防部長。

○消防部長（清瀬明彦君） 失礼いたします。原田議員の御質疑に御回答させていただきます。

まず、対象物ですけれども、物品販売店舗となります。建物の構造規模につきましては、鉄骨造3階建て地下1階で、昭和54年に建築されております。延べ面積といたしましては、2,861.62平方メートルでございます。

この対象物につきましては、消防用設備等は設置されておりますけども、不備事項等がありまして、昭和55年から平成30年1月まで計22回の査察で改修を指導してきました。

そして、平成30年3月27日、違反処理警告のほうに移行し、7月27日が最終の履行期限、警告の分の履行期限となっております。

平成30年8月1日に履行状況を調査しましたが、消火器、それから消防訓練以外の部分については改修をされていなかったことが認められております。

その後、関係者には改修の意思が見られない。それと、物品販売店舗で不特定多数の方が出入りすること、それと火災発生により延焼拡大、人命被害が高い等々のことから、消防法第17条第1項の規定違反、消防用設備等の維持の違反ということで、同法の17条の4第1項の規定により、平成30年11月6日付で命令をかけております。

命令の内容につきましては、屋内消火栓設備の維持管理不適、ハロゲン化物消火設備の維持管理不適、自動火災報知設備の維持管理不適、非常警報設備、非常放送設備の維持管理不適、誘導灯の維持管理不適、避難器具未設置の6項目をしております。

それにつきまして、平成30年11月6日付で命令を発しまして、それぞれ一月から4カ月の履行期間を設けて命令を発しました。

その後、各命令に対する履行状況調査をする中で、平成30年12月27日付で社長のほうから平成31年5月末をもって休業する旨の文書が提出されました。

今回の命令につきましては、最終の命令の履行状況調査のほうが平成31年3月13日に終了しておりまして、各6項目については全て改修がされない状況でした。

しかし、社長のほうから5月末日をもって休業をするという文書が提出されておりますので、まずは地下の駐車場を閉鎖すること、それから3階に従業員が入るのはいいけども、一般不特定多数の方が入らないように立入禁止をするということで、5月末までの猶予をみました。

店舗につきましては、平成31年5月末日をもって休業されていることを6月4日付で確認をいたしております。

それともう一点、公表制度の分につきまして御質疑があったかと思えます。

公表制度につきましては、平成30年2月21日の議会におきまして条例改正をいたしました。そのときに14店舗、14対象物が該当するとその時点では御報告いたしました。現在では8対象物が該当となります。

対象となりますけども、現在ホームページ上に公表しておりますのは多可町にある1店舗を公表しております。それ以外につきましては、設備の設置または用途変更等によりまして対象外になるように関係者と調整をしておりますが、現在のところ加東市の1店舗については公表するというので現在事務のほうは進めております。ただ、まだホームページ上には公表いたしておりません。

以上、十分な回答になったかどうかわかりませんが、経緯としてはこのような経緯でやっております。

以上でございます。

○議長（村井公平君） 2番、原田久夫君。

○2番（原田久夫君） 2回目の質疑に移ります。

本当に長い間御苦勞さまでした。休業ということで今、その法違反が解消されたというような内容で解釈してよろしいですね。

そこで、この感知器を発報させたというような、いわゆる職員がやったということで、本来これ業者及び管理者がするべきものだったと思うんですが、また防火シャッターについては建築基準法の内容であり、消防がさわるものではないということだと思うんですが、やはり職員の教育徹底、やはり現場確認の中へ入ったときに消防設備を見てわかるようにしていただきたいと思うんです。

しかし、これはあくまでもこの内容で見ますと、誤動作、職員のシャッターの発報、3種の感知器が発報されたという内容なんです、なぜこの防火シャッターが故障したのか。

本来、建築基準法で維持管理ができていたと思うんですが、その故障の内容についてお聞きしたいと思います。

○議長（村井公平君） 岡田予防課長。

○予防課長（岡田堅三君） 失礼いたします。先ほど原田議員のほうから質疑がございましたけれども、建築設備の防火戸の点検については、本来建築にあるべきというふうに説明を受けておりますが、この防火対象物の関係者から、防火対象物の点検というものが報告されておられません。

また、そういったことから、こういったものの点検については今までされていないというふうに、これは確認ではありませんけれども、報告のほうがないということから判断できると思います。

以上です。

○議長（村井公平君） 2番、原田久夫君。

○2番（原田久夫君） ありがとうございます。最後になります。

最後はですね、やはり消防用設備は安全を守る非常に重要な担保する設備だと思うんです。京都でもとうとう命が亡くなりました。今後、予防業務に際しまして、職員の教育徹底及び査察業務には十分お願いしたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（村井公平君） これで報告第3号 専決処分報告の件を終わります。

日程第8 第6号議案

北はりま消防組合手数料条例の一部を改正する条例制定の件

○議長（村井公平君） 次は、日程第8、第6号議案 北はりま消防組合手数料条例の一

部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森本消防長。

○消防長（森本純生君） 第6号議案 北はりま消防組合手数料条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

要旨をごらんください。

改正理由でございますが、消費税及び地方消費税の引き上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が本年5月24日に公布され、本年10月1日施行されることにより、危険物施設等の設置許可申請等に係る手数料の額が引き上げられること。

また、不正競争防止法等の一部を改正する法律の改正により本条例の一部を改正するものでございます。

次に、改正内容でございますが、危険物施設等の設置許可申請に係る手数料を改定額に準じて引き上げ、文言の整理を行うものです。

施行期日につきましては、可決後、公布の日、ただし別表第1の改正規定は令和元年10月1日といたします。

新旧対照表を添付しておりますので、御確認ください。

以上、第6号議案 北はりま消防組合手数料条例の一部を改正する条例制定の件についての説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井公平君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

御質疑ございませんか。

大畑議員。

○7番（大畑一千代君） 1点だけ聞かせてください。

不正競争防止法等の一部を改正する法律で、日本工業規格という文言が日本産業規格に改められましたということですよ。それを手数料条例の中でそのまま放置されていたということだと思んですけども、そもそも不正競争防止法で日本工業規格が日本産業規格に変わった、施行された、それはいつだったんでしょうか。それで、そのことで何か悪影響とかはなかったのか。市民だったりに影響はなかったのか。

それと、なぜ漏れたのか、なぜ改正になってるということに気がつかなかったのか。そのあたりの御説明をお願いします。

○議長（村井公平君） 清瀬消防部長。

○消防部長（清瀬明彦君） 失礼いたします。先ほどの分につきましては、工業標準化法が産業標準化法に題名が改められたのは、本年の5月24日公布の分というふうに認識を

いたしております。

以上でございます。

○議長（村井公平君） 7番、大畑議員。

○7番（大畑一千代君） 私、3つほど質問をしたと思うんですけども、整理をしてください。

○議長（村井公平君） 暫時休憩いたします。

午後2時49分 休憩

午後2時58分 開議

○議長（村井公平君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

清瀬消防部長。

○消防部長（清瀬明彦君） 失礼いたします。先ほど長時間休憩になりまして、まことに申しわけございませんでした。

不正競争防止法等の一部を改正する法律につきましては、平成31年2月28日に公布をされております。それを受けまして、火災予防条例の一部改正を国からの通知によりまして今回改正を上程させていただいております。

以上でございます。

○議長（村井公平君） 大畑議員、よろしいですか。

○7番（大畑一千代君） いや、もう自分で調べます。

○議長（村井公平君） ほかに御質疑ございませんか。

ないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

討論はこれで終わります。

これから第6号議案 北はりま消防組合手数料条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（村井公平君） 起立多数でございます。御着席ください。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 第7号議案

北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

○議長（村井公平君） 次は、日程第9、第7号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森本消防長。

○消防長（森本純生君） 第7号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、御説明申し上げます。

要旨をごらんください。

改正理由でございますが、1つ目は、不正競争防止法等の一部を改正する法律に基づき、文言の整理を行うものでございます。

2つ目は、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める現行の規格省令に基づき、文言の整理を行うものです。

3つ目は、平成30年6月1日施行の消防法施行規則等の一部を改正する省令により、民泊住戸部分が300平方メートル未満である民泊施設において、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することで自動火災報知設備の設置を免除することが可能となったこと、また、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することで住宅用防災警報器等の設置を免除することが可能となったため、所要の改正を行うものです。

次に、改正内容でございますが、1つ目と2つ目は文言の整理を行います。

3つ目は、住宅用防災警報器等の設置の免除に関する規定を追加します。

施行期日につきましては、公布の日。

新旧対照表を添付しておりますので、御確認ください。

以上、第7号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件についての説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井公平君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

御質疑ございませんか。

7番、大畑議員。

○7番（大畑一千代君） 3つ目なんですけども、3つ目の平成30年6月1日施行の消防法施行規則の一部改正。これによって免除規定が出されておったにもかかわらず、それが盛り込まれてなかった。1年以上経過しとるわけなんですけども、その間においてこういう事例があって不利益を与えたというようなことはなかったのか、その点だけお聞かせください。

○議長（村井公平君） 清瀬消防部長。

○消防部長（清瀬明彦君） 失礼いたします。先ほど大畑議員の御質疑ですが、平成30年6月1日施行の分を今回条例の一部改正で上程しております。

この点につきまして、不利益をこうむるようなことはなかったと御報告申し上げます。

○議長（村井公平君） ほかに御質疑ございませんか

これで質疑は終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

これで討論を終わります。

これより第7号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(村井公平君) 起立多数であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 第8号議案

高規格救急自動車購入の件

○議長(村井公平君) 次は、日程第10、第8号議案 高規格救急自動車購入の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森本消防長。

○消防長(森本純生君) 第8号議案 高規格救急自動車購入の件につきまして、御説明申し上げます。

高規格救急自動車は現在、加東消防署に配備しております。

高規格救急自動車の損傷及び積載資器材の老朽化が著しく、住民を安全かつ確実に搬送することに支障を来すおそれがあり、車両更新基準に基づき今年度更新するもので、6月24日に制限付一般競争で入札を行いました。

兵庫トヨタ自動車株式会社特販営業所が2,580万円で落札されましたので、北はりま消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき提案するものでございます。

車両の仕様等につきましては議案に添付しておりますので、参考資料を御参照賜りたいと存じます。

以上で提案説明を終わります。

○議長(村井公平君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

御質疑ございませんか。

7番、大畑議員。

○7番(大畑千代君) 入札参加者が1者だけであった。この理由について何か思い当たると申しますか、そのことについてどのようなお考えなのかということと、仕様書なんですけども、これは北はりま消防組合のほうで独自につくられたものなのか、例えばどこかの業者さんに任せられたというふうなことはないと思うんですけども、独自につくら

れたものなのかどうか、それだけお聞かせください。

○議長（村井公平君） 清瀬消防部長。

○消防部長（清瀬明彦君） 先ほど大畑議員から御質疑があった件についてお答えします。

北はりま消防組合、今回の入札につきましては、特殊用途車両で登録した業者ということで、一般競争入札をいたしました。

その中には35者の登録がありまして、兵庫トヨタ自動車と兵庫日産自動車。現在のところ救急車をつくっているのは2者となります。その2者の登録がありますので、一般競争入札をしました。

最終的には、トヨタ自動車の1者の入札となっておりますが、特殊用途車両の登録が2者ということで入札を執行いたしました。

それと、仕様書の件につきましては、警防部長のほうがお答えさせていただきます。

○議長（村井公平君） 小林警防部長。

○警防部長（小林浩太郎君） この仕様書につきましては、高規格救急自動車につきましては、もう何年も以前から当組合でもたくさんの更新実績がございます。その分につきまして、仕様書につきましてはうちの救急課、それから各署の救命士とかと一緒に内容を精査をしてつくっております。

○議長（村井公平君） 7番、大畑議員。

○7番（大畑一千代君） 最初の質問でトヨタと日産と2者あるということなのですが、1者しか参加されなかった、そうってしまった理由の心当たりとございますか、何かそういう理由は考えられませんか、そういう質問をさせてもらっただけですけれども。

なぜ一般競争入札で、確実に2つあるわけですね。その片方の日産のほうに参加されなかった理由について、何か心当たりとか考えられることはあるかというをお聞きしとるんですよ。

○議長（村井公平君） 小林警防部長。

○警防部長（小林浩太郎君） 一応2者ございますけれども、ここ近年も日産自動車につきましては、他の消防本部のところについても入札に参加をしている件数が非常に少ない状況でございます。一部で入っている部分は確認はいたしましたけれども、やはり入札に登録はされておるんですけども、入ってきてくれないという状況になります。

ただ、なぜ入ってこないかという理由につきましては、ちょっと確認とございますか、できておりません。

○議長（村井公平君） ほかに御質疑ございませんか。

ないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

これで討論は終わります。

これより第8号議案 高規格救急自動車購入の件を採決いたします。
本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(村井公平君) 起立全員であります。御着席ください。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 第9号議案

救助工作車Ⅱ型購入の件

○議長(村井公平君) 次は、日程第11、第9号議案 救助工作車Ⅱ型購入の件を議題
といたします。

提案理由の説明を求めます。

消防長、森本消防長。

○消防長(森本純生君) 第9号議案、救助工作車Ⅱ型購入の件につきまして、御説明申
し上げます。

救助工作車Ⅱ型は現在、加西消防署に配備しております。

救助工作車Ⅱ型の損傷及び積載している救助資機材の性能等の低下などを勘案し、車両
更新基準に基づき今年度更新するもので、6月24日に制限付一般競争で入札を行いました。
た。

4者が入札に参加され、有限会社西垣消防器具製作所が1億1,088万円で落札され
ましたので、北はりま消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関
する条例第3条の規定に基づき提案するものでございます。

車両の仕様等につきましては、議案に添付しております参考資料を御参照賜りたいと存
じます。

以上で提案説明を終わります。

○議長(村井公平君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

御質疑ございませんか。

質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

これで討論を終わります。

これより第9号議案 救助工作車Ⅱ型購入の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(村井公平君) 御着席ください。起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 同意第 1 号

北はりま消防組合監査委員（組合議会議員）の選任の件

○議長（村井公平君） 次は、日程第 1 2、同意第 1 号 北はりま消防組合監査委員（組合議会議員）の選任の件を議題といたします。

地方自治法第 1 1 7 条の規定により、8 番笹倉政芳君の退席を求めます。

提出者の説明を求めます。

片山管理者。

○管理者（片山象三君） 同意第 1 号 北はりま消防組合監査委員の選任につきまして、御説明を申し上げます。

北はりま消防組合議会議員のうちから監査委員として、その任に当たっていただいております山本通廣議員から、この職を辞したい旨の願いが提出をされました。

つきましては、北はりま消防組合議会議員のうちから、監査委員として新たに、住所、多可郡多可町加美区奥荒田 1 4 8 番地 1、笹倉政芳議員を適任者として選任いたしたく、地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。

人事の案件でございます。何とぞ、満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（村井公平君） 提出者の説明が終わりました。

人事案件ですので、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村井公平君） 御異議なしと認め、質疑、討論を省略いたします。

これより同意第 1 号 北はりま消防組合監査委員（組合議会議員）の選任の件を採決いたします。

本案について、同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（村井公平君） 御着席ください。起立全員であります。

よって本案は、同意することに決定いたしました。

本件の採決は終わりましたので、8 番笹倉政芳君の入場を許可いたします。

以上で、今期臨時会に付議された案件は全て議了いたしました。

これをもって、第 3 1 回北はりま消防組合議会臨時会を閉会したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村井公平君） 御異議なしと認め、第 3 1 回北はりま消防組合議会臨時会を閉会といたします。

午後 3 時 1 5 分 閉会

挨拶

○議長（村井公平君） 閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

今期、臨時会に付議された案件につきまして、議員各位の慎重な御審議により、無事議了できましたことを厚くお礼申し上げます。

管理者以下、執行者におかれましては、この臨時会において成立いたしました諸議案の執行に当たりましては、各議員の意見を尊重しつつ、消防行政全般における向上を期し、一層の熱意と努力を払われるよう願うものでございます。

終わりに、この臨時会に賜りました議員、管理者、執行者の御協力に対し、衷心よりお礼を申し上げまして閉会の言葉といたします。

次に、管理者、片山象三君より御挨拶があります。

管理者、片山象三君。

○管理者（片山象三君） 第31回北はりま消防組合議会臨時会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

本日提案させていただきました案件につきまして、慎重に御審議をいただき、いずれも原案どおり御決定を賜りました。心から御礼を申し上げます。

開会の挨拶でも申し上げましたが、地域住民の方々が安全で安心して暮らせるまちづくりに向けて取り組んでまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましては、健康には十分御留意をされ、北はりま消防の運営に一層御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（村井公平君） 管理者の御挨拶が終わりました。

これをもって散会いたします。本日は御苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北はりま消防組合議会議長 村井公平

会議録署名議員 村岡栄紀

会議録署名議員 原田久夫